

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【2. すこやか地域支援協会】

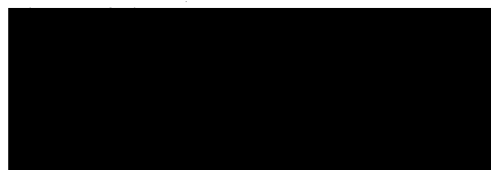


2025年 2 月 18 日

枚方市長

団 体 名 特定非営利活動法人すこやか地域支援協会
主たる事務所 〒573-0106
の 所 在 地 大阪府枚方市長尾台 1-1-12
代表者氏名 鈴木 勝也
担当者氏名

連 絡 先



枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

すこやかサポーター啓発

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 380,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人すこやか地域支援協会	
事 業 名 称	すこやかサポーター啓発	
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月 31日	
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 現在、要介護・要支援・介護予備軍である団塊の世代が75歳に到達し、フレイル(加齢や疾患によって身体的、精神的な機能が徐々に衰えた方)及び認知症予備軍の人たちが激増してきています。その課題の解消策の一つとして、予備軍の人達を要介護・要支援へ移行しない様にするための取り組み「すこやかサポーター」を啓発していきたいと思います。 「すこやかサポーター」とは、地域での健康促進活動や福祉の支援を行うボランティアのことを指します。啓発活動は、コミュニティの中で健康や福祉に対する意識を高めたり、サポーターの重要性を伝えたりすることを目的としています。
		(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 2025年問題に直面し、介護認定待ちといった事が多くなり、介護難民が急増していることに対し、少しでも要介護・要支援へ移行しない為に何か出来ないかと考えました。
		(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) フレイルや認知症でお悩みになっている方も多くおられ、厚生労働省でも認知症サポーターの啓発が行われています。認知症やフレイルの知識を知るきっかけ、啓発活動が出来れば、元気で地域社会に貢献でき、老後を楽しめると考えます。
		(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) フレイル予備軍、認知症予備軍の方たちが参加しやすい場所で、フレイル予防や認知症予防教室を行う事で、住み慣れた地域で居住することが可能となると考えられます。それにはサポーターの協力が必要となると考えます。
	点(事業実施期間の視点(単年度)で記入	(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 認知症やフレイル予防に対しての知識を持ってもらうことで、家族様や近隣住民の方が認知症や介護サービスが必要になった場面でも手助けや予防、どのように対処していったらよいかを学ぶことを目的とします。

		(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 ＜枚方市民への効果＞（誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること） 枚方市民を対象に、老若男女どなたでも受けて頂くことで、家族の方、近所の方、友人に、枚方の介護予防政策や認知症、フレイルについて学んでいただき一人でも多くの方に他人ごとではなく身近に存在している事だと認識して頂くことで、助け合いの心が育まれる効果が期待されます。 啓発活動を通じて、地域の方々が健康に対する意識を高め、自分自身や周囲の人々の健康を守る手助けとなると思われます。 ＜確認方法＞(参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) アンケートを作成し、毎回の講習後に回収して確認方法とします。
2. 事業内容等		(1) 事業の対象者（例：枚方市内に住む 10 代から 20 代の人 など具体的に） 枚方市に住む、認知症や介護が必要になりそうな方、又はその家族・友人等。年齢は問いませんが、会場へ足を運べる方を対象とします。
		(2) 事業の実施場所（移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること） 公的施設を予定（ラポールひらかたを予定。もしくは枚方市総合文化芸術センター）
		(3) 事業内容 ①「認知症」に関する知識の普及・啓発 有識者（オレンジサポーター等）を講師として招き、講演していただく ②「フレイル」についての知識・運動の周知 医療系資格者、機能訓練指導員等による「フレイル」の知識や予防の仕方 ③脳トレや運動の講演 医療系資格者、機能訓練指導員等による実践指導 4 カ月に 1 回、上記内容①～③を 1 回とし、計 3 回開催予定
3. 実施スケジュール		（事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること）※添付も可 4 月 会場手配、チラシ作成、人員手配 5 月 周知、告知 6 月 ロールプレイング 7 月 <u>開催準備第 1 回開催</u> 8 月 会場手配、チラシ作成、人員手配 9 月 周知、告知 10 月 ロールプレイング 11 月 <u>開催準備第 2 回開催</u> 12 月 会場手配、チラシ作成、人員手配 1 月 周知、告知 2 月 ロールプレイング 3 月 <u>開催準備第 3 回開催</u> 開催ごとに事前会議を 8 回ずつ開催

4. 事業実施の体制	(1) 人員体制（実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること） 各回 講師 1 名 アシスタント 7 名程度を予定 ※アシスタントは「NPO 法人すこやか地域支援協会」会員より手配予定 (2) 事業対象者の見込み数（例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること） ・参加者 各 50 名 ・事前申し込み 必要 (3) その他の体制（寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること） 平成医療学園専門学校、兵庫鍼灸専門学校
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	（賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること） イベントやセミナーを開催し、健康管理の知識や介護予防・認知症予防についての情報を共有する活動を行い、サポーターの必要性を伝えます。 また、地域イベントに参加し健康相談ブースを設けたり、地域住民と直接交流することで、すこやかサポーターの役割を広めていくことも行っています。 このような啓発活動を通じて地域の人々が健康に対する意識を高め、自分自身や周囲の人々の健康を守る手助けとなることが期待されます。 今後は枚方市健康づくり課や民生委員、地域老人会と連携して各地域でのフレイル予防や認知症教室を開催していきたいと考えます。
6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	■活動実績 2015 年・枚方市健康づくり課 ご近所介護予防運動教室 枚方市全域 2016 年・フォーラム開催「100 歳まで健康ピンピンコロリ」ラポールひらかた ・枚方市健康づくり課 ご近所介護予防運動教室 サプリ村野 2017 年・社会福祉協議会主催「枚方医療福祉フェスティバル」ラポールひらかた 2018 年・枚方市健康づくり課 高齢者居場所づくり事業 枚方市長尾台 ・枚方市保健センター主催「いつまでも元気であるための健康エクササイズ」 ・枚方市地域包括支援センター主催「すがわら健康まつり」 菅原生涯学習センター 2019 年・枚方市地域包括支援センター主催「すがわら健康まつり」 菅原生涯学習市民センター ・「ロコモ運動教室」 枚方市御殿山 2024 年・すこやか地域支援協会主催「いきいき健康フォーラム」ラポールひらかた
7. 事業の PR 方法	（事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること） チラシ作成・配布、SNS 発信、会員施術所・介護施設・フィットネス事業所と連携しポスター掲示及び声掛け （可能であれば枚方市広報での告知）

8. 申請事業に対する 他の助成金や委 託料等の申請予 定	助成金等の予定 有り（申請中を含む） ・ 無し（本補助金のみ） 助成金等の名称（ 申請中の場合、申請結果が確定する予定日（ 令和 年 月 頃の見込み）
9. そ の 他 ※PRすべき事業の 特徴、添付する参考 資料など	「すこやか地域支援協会」に登録している会員は、鍼灸師や柔道整復師、介護予防運動指導員など、健康増進の知識に詳しい会員が多いため専門的な指導ができるとともに、普段から施術所にて健康意識の高い患者様と接しているので、その患者様や患者様の友人等へ告知し、その方々に健康の知識をつけていただくことで、より広い市民の健康増進へ寄与することができる。

事業収支予算書

団体名： 特定非営利法人すこやか地域支援協会

補助対象事業の名称：	すこやかサポーター啓発
------------	-------------

事業実施期間： R 7 年 4 月～ R 8 年 3 月

【収入の部】

項 目 ※1	予算額(円)	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金(一般) (A)	300,000	補助金交付申請額（一般寄附）
枚方市補助金(団体) (B)	80,000	補助金交付申請額（団体希望寄附）
自己資金	25,450	
合 計 (C)	405,450	

【支出の部】

項 目	予算額(円)	内容説明（積算根拠等）
補助対象経費	人件費	299,250 ・事前準備会議費 補助員 7名×（時給1500円×1時間×8回）×3回=252,000円 ・当日スタッフ費 補助員7名×（1500円×1.5時間）×3回開催=47,250円
	謝金	30,000 講師 1 名×3回×10,000円
	会場費	16,200 ラポールひらかた研修室1 13:00～17:00 5,400円×3回
	印刷製本費	45,000 講座資料150部（5ページ）50円×5ページ×150部=37,500円 アンケート用紙150部（1ページ）50円×150部=7,500円
小 計 (E)	390,450	
補助対象外経費	食糧費	15,000 飲料購入100円×150人=15,000円
小 計	15,000	
合 計 (D)	405,450	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計（C）＝支出の合計（D）となるように記入してください。

※3：枚方市補助金(一般) (A) は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
（詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること）※4：枚方市補助金(団体) (B) は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
（通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること）

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

令和5年度事業報告書

特定非営利活動法人 すこやか地域支援協会

I 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

II 事業の成果

高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的として、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナーや指導者の育成を行った。また、新たに介護保険法に基づく第1号事業を開始出来るよう準備を行った。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業

【内 容】 高齢者向けの鍼灸・マッサージ等の施術を実施

【実施場所】 当法人会員の枚方市内所在地

【実施日時】 実施なし

【事業の対象者】 高齢者ほか

【収 益】 0 円

【費 用】 0 円

(2) 高齢者介護・スポーツ障がい予防に関するセミナー・相談会・教室事業

【内 容】 高齢者介護やスポーツ障がい予防に関するセミナーや相談会、教室を運営

【実施場所】 当法人会員の枚方市内所在地

【実施日時】 毎月1回（追加で不定期に行うこともある）

【事業の対象者】 高齢者ほか

【収 益】 1,225,359 円

【費 用】 1,200,000 円（講師料）

(3) 指導者育成事業

【内 容】 高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー等を担う指導者を育成

【実施場所】 サプリ村野

【実施日時】 実施なし

【事業の対象者】 鍼灸・マッサージ等の従事者（1回10人程度）

【収 益】 0 円

【費 用】 0 円

(4) 介護保険法に基づく第1号事業

【内 容】 介護保険法に基づく第1号事業（訪問事業・通所事業）

【実施場所】 枚方市内スタジオ

【実施日時】 実施なし

【事業の対象者】 対象者

【収 益】 0 円

【費 用】 0 円

IV 社員総会の開催状況

通常総会

(日 時) 令和5年9月29日(金) 19時00分から19時30分

(場 所) 大阪府枚方市長尾元町6-1-12 あやめ鍼灸整骨院2F

(社員総数) 10名

(出席総数) 10名

(内 容) 定款変更申請の件、第10期・第11期事業計画案と活動予算案の承認、議事録署名人の選任に関する事項について

V 理事会その他の役員会の開催状況

月例理事会

(日 時) 毎月第4金曜日

(場 所) 大阪府枚方市長尾元町6-1-12 あやめ鍼灸整骨院2F

(出席者数) 4名

(内 容) 各月に実施した事業の報告や次月に実施予定の事業の報告など

令和5年度活動計算書

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	884,000		
賛助会員受取会費	0	884,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
① 高齢者向け鍼灸・マッ サージ等の施術事業	0		
② 高齢者介護・スポーツ 障害の予防に関するセ ミナー相談会教室事業	1,225,359		
③ 指導者育成事業	0		
④ 介護保険法に基づく第1 号事業収益	0	1,225,359	
5. その他収益			
受取利息	4		
雑収益	0	4	
経常収益計			2,109,363
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
講師料	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
会場費			
その他経費計	0		
事業費計		1,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	99,974		
旅費交通費	48,696		
消耗品費	1,841		
支払手数料	208,015		
租税公課	600		
接待交際費	91,824		
諸会費	2,110		
通信費	370		
雑費	2,000		
その他経費計	455,430		
管理費計		455,430	
経常費用計			1,655,430
当期経常増減額			453,933
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 法人税、住民税及び事業税			70,000
経常外費用計			70,000
当期正味財産増減額			383,933
前期繰越正味財産額			171,568
次期繰越正味財産額			555,501

貸借対照表

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会

令和6年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 【 流 動 資 産 】	円 【 1,596,802 】	I 【 流 動 負 債 】	円 【 1,041,301 】
現 金	620,704	短 期 借 入 金	950,000
普 通 預 金	976,098	預 り 金	91,301
		負 債 合 計	1,041,301
		正味財産の 部	
		I 【 正 味 財 産 】	円 【 555,501 】
		1 前期繰越正味財産	171,568
		2 当期正味財産増減額	383,933
		純 資 産 合 計	555,501
資 産 合 計	1,596,802	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,596,802

財 産 目 録

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会

令和6年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 【 流 動 資 産 】	円 1,596,802	I 【 流 動 負 債 】	円 1,041,301
現金 現金手許有高	620,704	短期借入金 理事より	950,000
普通預金 京都銀行松井山手支店	976,098	預り金 源泉所得税	10,571
		預り金 その他	80,730
		負 債 合 計	1,041,301
		正味財産の 部	
		I 【 正 味 財 産 】	円 555,501
		1 前期繰越正味財産	171,568
		2 当期正味財産増減額	383,933
		純 資 産 合 計	555,501
資 産 合 計	1,596,802	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,596,802

特定非営利活動法人すこやか地域支援協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すこやか地域支援協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市長尾台1丁目1番12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員及び地域の市民に対し、高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室、指導者育成事業を行い、もって高齢社会における市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高齢者向け鍼灸・マッサージ等の施術事業
 - ② 高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室事業
 - ③ 指導者育成事業
 - ④ 介護保険法に基づく第1号事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について

書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の
不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
- | | |
|------|-------|
| 理事長 | 鈴木 勝也 |
| 副理事長 | 池上 康幸 |
| 副理事長 | 鈴木 雅之 |
| 監事 | 岡田 和人 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | |
|-------------|------------|
| (1) 正会員入会金 | 金30,000円 |
| 正会員会費 | 年額金10,000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 金3,000円 |
| 賛助会員会費 | 年額金1,000円 |